

建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価

1.一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税抜価格)

①一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価料金(税抜)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
200㎡以下	30,000円	10,000円	新規料金を適用	15,000円	5,000円
200㎡超	35,000円	15,000円	新規料金を適用	17,500円	5,000円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

(a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。

(b) 当社に対し、以下のいずれかの申請を提出するもの(ただし、評価に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)、又は当該基準に係る部分の書類の写しを添付するもの。

- ・設計住宅性能評価、又は建設住宅性能評価
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
- ・建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明
- ・贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明
- ・フラット35Sの設計検査

(c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

②共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価料金(税抜)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
200㎡以下	Mt × 30,000円	Mt × 10,000円	新規料金を適用	Mc × 15,000円	Mc × 5,000円
200㎡超	Mt × 35,000円	Mt × 15,000円	新規料金を適用	Mc × 17,500円	Mc × 5,000円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。